

議案第80号

富士見市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年11月30日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、富士見市手数料条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市手数料条例の一部を改正する条例

富士見市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表61の項から63の項までを次のように改める。

61	削除	
62	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項の確認書若しくは同条第4項の住宅性能評価書（いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。）又はこれらの写しが提出された場合の審査に限る。）</p> <p>ア 一戸建ての住宅</p> <p>（ア）新築の場合</p> <p>（イ）増築又は改築の場合</p> <p>イ 床面積の合計（申請に係る住戸を含む1の建築物の床面積の合計をいう。63の項において同じ。）が500平方メートル以内の共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。63の項において同じ。）</p> <p>（ア）新築の場合</p> <p>（イ）増築又は改築の場合</p>	<p>1件につき 8,000円</p> <p>1件につき 13,000円</p> <p>1件につき 17,000円</p> <p>1件につき 25,000円</p>
63	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5	

<p>条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（62の項及び64の項に規定する審査を除く。）</p> <p>ア 一戸建ての住宅</p> <p>（ア）新築の場合</p> <p>（イ）増築又は改築の場合</p> <p>イ 床面積の合計が500平方メートル以内の共同住宅等</p> <p>（ア）新築の場合</p> <p>（イ）増築又は改築の場合</p>	<p>1件につき 57,000円</p> <p>1件につき 85,000円</p> <p>1件につき 127,000円</p> <p>1件につき 194,000円</p>
--	---

別表64の項中「次に掲げる額」を削り、「61の項、62の項」を「62の項」に改め、同表65の項中「61の項、62の項」を「62の項」に改め、同表66の項中「次に掲げる額」を削り、「61の項、62の項」を「62の項」に改め、同表67の項中「第9条第1項」の次に「及び第3項」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の富士見市手数料条例別表62の項から66の項までの規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例による改正前の富士見市手数料条例別表61の項から66の項までの規定（長期優良住宅建築等計画が住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関が作成したものに限る。）が提出された場合の申請に係る部分に限る。）については、当分の間、なおその効力を有する。この場合において、この条例による改正前の富士見市手数

料条例別表61の項中「13,000円（当該共同住宅等に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に複数の住戸の申請がされた場合のそれぞれの申請に係る手数料は、13,000円を当該住戸の合計数で除して得た額。ただし、その額に100円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。）」とあるのは「13,000円」と、「21,000円（当該共同住宅等に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に複数の住戸の申請がされた場合のそれぞれの申請に係る手数料は、21,000円を当該住戸の合計数で除して得た額。ただし、その額に100円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。）」とあるのは「21,000円」とする。